

最終処分場の維持管理に関する計画

- 1 埋立地外に廃棄物が飛散しないよう、即日、廃棄物に覆土を行い、廃棄物の飛散を防止するとともに、必要に応じて散水車により散水を行い、飛散を防止する。
- 2 埋立対象物は不燃残渣・焼却灰であり強い臭気は発生しないが、即日覆土を行うことにより臭気の発生を防止する。また、浸出水処理設備等からも臭気が発生しないよう必要な措置を講ずる。
- 3 埋立対象物は不燃残渣・焼却灰であり火災発生の可能性は低い、消火器・散水車等を備え、火災が発生した場合にはこれらの設備や覆土材により対処する。
- 4 現最終処分場においては、基本的には衛生害虫の発生はなく、通常、薬剤の散布等は行わないが、必要が生じた場合には薬剤散布等により対処する。
- 5 最終処分場周囲フェンス等は、破損がないか確認し破損等があれば必要な対策を講ずる。
- 6 立札等の設備は表示すべき事項に変更が生じた場合や破損等が認められた場合は速やかに必要な措置を講ずる。
- 7 擁壁等を定期的に点検し、損壊等を発見した場合は速やかに必要な措置を講ずる。
- 8 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずる。
- 9 最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行う。
 - (1) 地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録する。
 - (2) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録する。
 - (3) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録する。
- 10 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く。）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。
- 11 場外雨水の埋立地内への浸入を防止するため、最終処分場周囲の雨水排除溝を点検し、損傷等があれば必要な措置を講ずる。
- 12 浸出水処理設備の維持管理は次により行う。
 - (1) 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理する。
 - (2) 浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずる。
 - (3) 放流水の水質検査を次により行う。
 - ア 排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録する。
 - イ 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録する。
- 13 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずる。
- 14 ガス抜き管は、適正配置するとともに、埋め立てレベルに応じてかさ上げする。
- 15 埋立処分が終了した埋立地はおおむね50cmの覆土を行い、最終処分場の廃止にあたっては法の規定に則り行う。
- 16 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、最終処分場廃止までの間保存する。